平成27年3月24日

公益社団法人　神奈川県産業廃棄物協会会長　殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律　第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」の周知について（依頼）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、平成27年4月の全面施行にあたり、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の使用時及び廃棄時に機器の管理者が行うべき取組みについて説明した「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律　第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」（以下「運用の手引き」という。）が、環境省及び経済産業省から公表されました。

つきましては、貴会（組合）員に対し、運用の手引きを参考に適切に対応いただくよう周知をお願いします。

（参考）
「運用の手引き」は、環境省ホームページ「フロン回収・破壊法改正（平成27年施行）」（http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html）から入手できます。

問い合わせ先
大気環境グループ　津布久
電話　045(210)1111（内線4112）
ファックス　045(210)8846
e-mail taiki.161@pref.kanagawa.jp